

## 岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例（素案）

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条～第3条）

#### 第2章 中小企業・小規模企業振興のための責務（第4条～第6条）

#### 第3章 中小企業・小規模企業振興のための役割（第7条～第12条）

#### 第4章 中小企業・小規模企業振興のための施策（第13条～第16条）

#### 附則

岩倉市は、濃尾平野のほぼ中央に位置し、木曾川が形成した自然堤防上に古くから集落が形づくられ、農耕が営まれてきました。戦国時代には、岩倉城が築城され、その城下町として栄えたのち、江戸時代には、木津用水の開通に伴い地域農業が飛躍的に発展し、岩倉街道では「六斎市」が開かれるなど、近在の住民や木綿業、染物業といった商工業者も集まる街道沿いのまちとして発展しました。大正時代には、鉄道が開通し交通の要所として賑わい、その後昭和46年の市制施行後も人口は増加し、大きく進歩を遂げてきました。

高度経済成長期以降には広域交通網が飛躍的に整備され、今では、名古屋都心や関東・関西をつなぐ高速道路のインターチェンジや愛知県の空の玄関である県営名古屋空港に近いこともあり、市内には、交通の利便性を生かした企業が多数存在しています。また、まちの中心を南北に通る鉄道により名古屋中心地まで10分程で行くことができるなど、大都市名古屋のベッドタウンとして利便性の高いまちとなっています。

市内に立地する企業の多くは、中小企業とりわけ小規模企業が多く、中小企業の持続的な発展が安定した市民生活やまちの活性化に必要不可欠であります。

そうした中、地域経済の発展を目指し、産業の活性化を図るため、岩倉市商工会や金融機関との連携による地域産業活性化策を進めてきました。一方で、市民を主体とした自治の実現を目指した協働によるまちづくりも推進しており、今後は市や関係機関、市民団体などが相互に連携・協力してこの地域の持続的な発展を支えていくことがより大切になっています。

そのためには、この地域の産業の基盤となる中小企業及び小規模企業が、健全な事業活動を継続することが地域社会の形成及び発展に重要な役割を果たしていることを理解し、コンパクトなまちである岩倉市の特性を活かしたヒト・モ

ノ・カネ・情報の地域内循環を充実させていくこと、さらには、周辺市町と一体となった地域産業の活性化を一丸となって進めていくことが重要です。

そこで、中小企業及び小規模企業のたゆまぬ努力のもと、市全体として中小企業及び小規模企業を支え、将来にわたって地域経済の活性化を図るとともに、小さなまちから大きな夢を実感できる豊かな地域社会を実現していくため、ここに岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定します。

(趣旨)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）の振興に関し、岩倉市及び中小企業等の責務等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策（以下「中小企業等振興施策」という。）の基本事項を定めることにより、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業 法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業 中小企業等以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会であつて、市内に事務所を有するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫その他金融業を営むもののうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (6) 支援機関等 中小企業等の支援を行う機関及び団体（商工会及び金融機関を除く。）をいう。
- (7) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。
- (8) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなけ

ればならない。

- (1) 中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2) 地域経済の発展並びに雇用の確保及び市民生活の向上に資すること。
- (3) 市、中小企業等、大企業、商工会、金融機関、支援機関等、教育機関及び市民が中小企業等の果たすべき役割の重要性を理解し、連携及び協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業等の的確な実態把握に努め、中小企業等振興施策を総合的に推進しなければならない。

- 2 市は、中小企業等振興施策の推進に当たっては、国、県その他関係機関との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業等の受注機会の増大に努めるものとする。

(議会の責務)

第5条 議会は、基本理念にのっとり、商工会及び支援機関等との意見交換に努めなければならない。

- 2 議会は、中小企業等の振興に関し、市の事務執行の監視及び評価に努めなければならない。

(中小企業及び小規模企業の責務)

第6条 中小企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応するため、自主的に経営の革新（法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）及び経営基盤の強化に努めなければならない。

- 2 小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応し、事業の持続的発展に努めなければならない。
- 3 中小企業等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会へ貢献及び市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

(商工会の役割)

第7条 商工会は、中小企業等の経営の向上及び改善、革新を促進するための取組を積極的に行うものとする。

- 2 商工会は、中小企業等の的確な実態把握に努め、自らの事業活動に反映するとともに、商工会の会員相互の関係強化及び多様な主体との連携促進に努めるものとする。
- 3 商工会は、市が行う中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるもの

とする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、中小企業等の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が行う中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

2 大企業は、事業活動を行うに当たっては、中小企業等との連携及び協力に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、中小企業等の経営の安定化並びに新たな事業展開等による経営の向上及び改善の取組を促進するため、円滑な資金融資、経営相談等の支援を行うよう努めるものとする。

2 金融機関は、市が行う中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(支援機関等の役割)

第10条 支援機関等は、中小企業等の経営の安定化並びに新たな事業展開等による経営の向上及び改善の取組を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 支援機関等は、市が行う中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第11条 教育機関は、学校教育を通じて、児童生徒に対し、中小企業等の事業活動が、市の発展に貢献していることへの理解を深めさせるとともに、市が行う中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

2 教育機関は、学校教育の一環として、中小企業等と連携して児童生徒の職場体験を実施し、このことを通じて将来の地域を担う人材の育成に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第12条 市民は、中小企業等の振興が地域経済の発展並びに市民生活の安定及び向上に寄与することを理解し、市が行う中小企業等振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第13条 市は、基本理念にのっとり、国、県その他関係機関と連携しつつ、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業等振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業等の経営の安定及び経営の革新を促進すること。
- (2) 中小企業等の新たな事業展開及び販路開拓を図ること。
- (3) 中小企業等における人材の確保及び育成を支援すること。

- (4) 中小企業等の資金調達の円滑化を図ること。
- (5) 中小企業等の産学官連携の促進を図ること。
- (6) 中小企業等の創業の促進を図ること。
- (7) 中小企業等の事業承継の円滑化を図ること。
- (8) その他中小企業等の振興を図ること。

(財政上の措置)

第14条 市は、中小企業等振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第15条 市は、毎年〇月までに、中小企業等の振興に関する主たる施策の実施状況を公表すること。

(意見の反映等)

第16条 市は、中小企業等振興施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業等の意見を反映させるため、中小企業等に対し、当該施策に関する情報及び意見の交換の促進を図るための場を年1回以上設けるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。